

韓国

<住民登録の住所変更について>

(問1) 転入(住所変更) 手続はオンラインでできるのか。その場合の具体的な方法は。

政府ポータル「政府24ホームページ(<http://www.gov.kr>)」からオンラインで申請することができ、地元の住民登録機関に出向く必要がなく手続が完結します。

①申請期間

引っ越した日から14日以内

②申請資格

引っ越した本人。世帯主が申請する場合、世帯に属する者の分を含め、一括して手続きをすることが出来ます。世帯員が申請することも可能ですが、申請後、世帯主の確認手続きが必要となります。

(転入届の際に世帯員が入力した世帯主の携帯番号に確認メッセージが発送されると、世帯主が直接その事実を認証します。)

③処理期間

勤務時間内であれば、概ね3時間以内

③手数料

なし

⑤具体的な申請方法

政府ポータルの「政府24」に接続し、本人認証を経たうえで申請できます。

(2p以降の図・解説参考)

【申請の流れ】 ※行政安全部HPを日本語に翻訳したもの

step 1

申込者の情報入力

STEP 1
申込者の情報

STEP 2
引越し前の住まい

STEP 3
引っ越し先

※ 표시는 필수 입력사항입니다.

신청인의 연락처를 확인해 주세요.

휴대폰 번호를 남겨주시면 전입신고 신청 후, 진행사항을 메시지로 알려드립니다.

신청인

홍길동

연락처

010 - 1234 - 5678

1

전입하는 사유를 선택해 주세요.

- 직업 : 취업, 사업, 직장이전 등
- 가족 : 가족과 함께 거주, 결혼, 분가 등
- 주택 : 주택 구입, 계약만료, 임대, 재개발 등
- 교육 : 전학, 학업, 자녀교육 등
- 주거환경 : 교통, 문화·편의시설 등
- 자연환경 : 건강, 공해, 전원생활 등
- 기타

2

다음단계

취소

1 申込者の電話番号を入れてください。(転入届の進行状況をメッセージで送りいたします。)

2 転入する理由を選択後、次の段階にお進みください。
(職業、家族、住宅、教育、住居環境、自然環境、その他の中から選択)

step 2

前に住んでいた所及び引っ越す人入力

STEP 1
申込者の情報

STEP 2
引越し前の住まい

STEP 3
引っ越し先

이사 전에 살던 곳 주소를 조회해 주세요.

시도 선택	시군구 선택	住所照会 3
기본 주소	서울특별시 종로구 새문안로5길 37	
상세주소	도림빌딩 8층	
관할읍 면사무소 또는 동 주민센터	사직동	

이사 가는 사람을 선택하세요.

4	<input checked="" type="checkbox"/> 선택*	世帯主との関係	氏名	生年月日	性別
<input checked="" type="checkbox"/>		本人 (申請人)	홍길동	1996년 08월 06일	남
<input checked="" type="checkbox"/>		配偶者	홍길순	1987년 12월 27일	여
<input checked="" type="checkbox"/>		子女	아들	2016년 09월 09일	남
<input checked="" type="checkbox"/>		子女	딸	2017년 11월 11일	여

3 引越し前の市道(広域自治体)・市郡区(基礎自治体)を選択後、住所照会をクリック。表示される別ウィンドウに詳細住所を入力してください。

4 入力すると登録されている世帯員全員の情報が表示されます。引っ越す人を選択してください。

온라인 전입신고 사전동의

행정정보 공동이용 사전동의 동의합니다. 동의하지 않습니다. 5

[이용기관 명칭]

읍·면·동사무소 및 출장소

[이용사무목적]

「주민등록법 시행령 제23조제2항제2호 단서 및 같은 조 제3항에 따라 전입자가 신고인 본인의 배우자 또는 직계혈족인지 여부를 확인

[공동이용 행정정보]

가족관계증명

[정보 주체(신고인 본인) 동의사항]

- 본인은 위 사무를 처리하기 위하여 「전자정부법」 제36조에 따른 행정정보 공동이용 및 「민원처리에 관한 법률」 제10조의2에 따른 본인정보 제공 요구를 통해 이용기관의 담당공무원이 전자적으로 본인에 관한 행정정보를 확인하는 것에 동의합니다.
- 만일 본인이 위 사항에 대해 동의를 하지 아니할 경우에도 불이익은 없습니다. 다만, 동의하지 아니한 경우에는 신고인의 가족관계 증명서를 제출하여야 합니다.

■ 신고자가 전입자에게 연락처 기재 관련 사전 동의를 받았습니다. 6

5 行政情報の共同利用に係る事前同意の可否を選択してください。
(世帯員の中に未成年者が含まれる場合、同意が必要です。)

6 「申請人(申告者)が転入者から連絡先の記載に係る事前同意を得た」を選択後、
次の段階に進んでください。(転入者全員の連絡先を入力するためには事前同意が必要)

step 3

引っ越し先及びその他の情報入力

STEP 1
申込者の情報

STEP 2
引越し前の住まい

STEP 3
引っ越し先

이사는 곳의 주소를 입력해 주세요.

기본 주소*	<input type="text"/> 주소검색 7
	지상 <input type="text"/> 건물번호(본번 <input type="text"/> 부번 <input type="text"/>) 건물번호란?
상세주소	예) 101동 501호(인사동, 무궁화아파트) 상세주소를 반드시 확인하시기 바랍니다. 예) 101동 501호(인사동, 무궁화아파트)
다가구 주택여부*	모름 <input type="text"/> 예) 무궁화빌라 1층 2호 다가구 주택여부? 다가구 주택인 경우, 반드시 *상세주소 부여신청*을 하시기 바랍니다.

다음 중에서 해당하는 것을 선택해주세요.

- 引っ越した人同士で世帯を構成(空き家への引っ越し)
- 引っ越し先ですでに住んでいる世帯主がいる場合 **8**
※引っ越し先ですでに住んでいる世帯主とは別途世帯を構成する場合、
オンラインでの転入届はできません。管轄住民センターなどにお問い合わせのうえ、直接訪問してください。

7 まず、住所検索をクリックし、転入先の住所を選択したうえ、詳細住所を入力してください。

8 二つの中から該当する構成を選んでください。

이새운 곳에 기존에 살고 있던 세대주 확인이 필요합니다. ^

기존 세대주 성명*	홍길동	9
주민등록번호*	511212 - *****	
휴대전화번호*	010 - 1234 - 5678	

※ 세대주 확인 메시지 동시용 : 이새운 곳에 기존에 살고 있는 세대주가 있는 경우 전염시 세대주의 확인이 필요합니다.

다음 중에서 본인이 해당하는 것을 선택해 주세요. ^

- 引越した人々を(本人)の下にすべて移動
 - 引越してきた所に住んでいた既存の世帯主の下に移動
- 10

9 【8番の質問で2番目をクリックした場合→】 既存の世帯主の情報を入力してください。申込者と転入先の世帯主が異なる場合、転入先の世帯主に確認用のSNSメッセージが送信されます。

10 本人に該当する内容を選択してください。

이사는 곳의 기준 세대주(홍어른)님과의 관계를 입력하세요. ^

세대주와의 관계*	성명	생년월일	성별	연락처(휴대폰번호)*
자녀	홍길동	1996년 08월 06일	남	010 - 1234 - 5678
며느리	홍길순	1987년 12월 27일	여	010 - 1234 - 5678
손	아들	2016년 09월 09일	남	010 - 1234 - 5678
손	딸	2017년 11월 11일	여	010 - 1234 - 5678

※未成年者が含まれている場合、ともに引っ越す両親(法的代理人)のみ申告可能です。
※記載されている連絡先の全員に政府24サイトから本人確認できるメッセージを送ります。

11

【10番の質問で2番目の項目を選択した場合→】

既存の世帯主との関係を選択し、引っ越してきた全員の連絡先を正確に入力してください。

Ex)例えば祖父の住所にその息子夫婦と子供が転入する場合、世帯主の祖父と息子の関係は「子女」、妻は「息子の配偶者」、子供は「孫」を選択してください。

- すべての転入者の連絡先に転入届に関する案内メッセージが送信されます。
- すべての転入者が「政府24」のホームページにおいて転入者確認手続きを行うことによって、転入届申請が完了します。

※2024年5月22日に「本人が知らない間に転入申告がなされる」被害を防止するため、「住民登録法施行令」が改正されたことにより、転入届申請には転入者全員の確認が必要です。

■ 이·통장 등의 전입신고 사후확인 생략을 위한 서류 제출(선택) 12

■ 우편물 주소 이전 서비스 신청 13

■ 초등학교 배정정보 신청 14

■ 전기사용자 명의변경 신청 15

■ 사회적 배려 대상자를 위한 요금감면 일괄신청 16

* 사회적 배려 대상자는 기초 생활수급자, 치상위, 장애인, 국가유공자, 보훈대상자, 다자녀가구, 대가족, 출산가족입니다.

이전단계 민원 신청하기 17 취소

- 12 「里·統長などによる転入届事実の確認」省略のための書類提出(選択)
※里·統長：行政区域の最小単位の里·統の住民代表(非公務員)
- 13 「郵便物の住所移転サービス」を申し込む場合、3か月間新住所へ郵送されます(選択)
- 14 「小学校の割り当て情報」を申請すると、住民センターから所在地を基準に小学校を割り当てます。(選択)
- 15 契約電力5kw以下(電圧)の住居用の住宅の場合、電気使用者の名義変更が申し込み可能です。(選択)
- 16 「料金減免一括申請サービス」を申し込むと社会的配慮(多子女家庭、障がい者、生活困窮者など)対象者に限り、テレビ受信料・光熱費などの料金減免が可能です。(選択)
- 17 민원신청하기(申請する)を押すと、転入届の申し込みが完了します。(申し込み完了には世帯主・転入者の確認が必要です。7日以内に確認が完了すると転入届が正式に受理されます。)

「出典」政府 24 ホームページ (行政安全部が運営する国民向け手続きプラットフォーム)

○転入届について：[転入届](#) / [案内・申請](#) / [政府24](#)

○作成例：[申請作成例](#)

(問2) 転入手続時に、届け出られた新住所に居住実態があるかを確認するための方法は。

基礎自治体は、新住所に居住実態があるかを確認するため、里・統長による訪問確認や賃貸主による居住不明申告などを通じて住民登録事実調査を随時行っています。また、年に1回、行政安全部主導で各住民センター（基礎自治体の市・郡・区の下部行政単位の邑・面・洞ごとにある役所）が実施している定期住民登録事実調査で住民の居住実態を確認しています。（①参照）

上記のような住民登録事実調査を行っても居住事実が確認できない場合は、催告状を発送します。（②参照）催告状に対して応答がなされない場合は、「居住地が不明で住民登録が抹消される可能性がある」との事実を市・郡・区や住民センターのホームページに公告します。

公告後、1年が経っても状況が変わらない場合は、基礎自治体が職権で住民登録地を住民センターの所在地に変更し、「居住不明者」として登録されます。

【① 住民登録事実調査のお知らせ（行政安全部HP）】

The screenshot shows a webpage from the Administrative Safety Department (행정안전부) with a notice titled "2024年住民登録事実調査のお知らせ" (2024 Resident Registration Fact Survey Notice). The notice includes the following details:

- Registration Date:** 2024.07.19 | **Author:** 住民課/ミョン・ジス/044-205-3147 | **View Count:** 127888
- Survey Period:** 2024.07.22 (Mon) ~ 08.26 (Mon) / **Interview Survey:** 08.27 (Tue) ~ 10.15 (Tue)
- Survey Method:** 非対面調査 (政府24アプリ) または訪問調査 (非対面調査未参加世帯及び重点調査対象が含まれている世帯)
- Survey Targets:** 全世帯の調査が原則であるが、下記の事項については重点調査
 - ① 100歳以上の高齢者の生死
 - ② 5年以上長期居住不明者調査
 - ③ 福祉脆弱階層の住民登録地実住居可否
 - ④ 死亡が疑われる者の生死
 - ⑤ 長期未認定欠席及び学齢期の未就学児童の実態調査

※非対面調査の参加方法など詳しい事項については、添付ファイルをご参考ください。

첨부파일

- 2024년 주민등록사실조사 PR 포스터 [1.8 MB] [바로보기](#)
- 非対面調査の案内文 [1.5 MB] [바로보기](#)

(URL) [2024年住民登録事実調査のお知らせ / 行政安全部>ニュース>新しい便り>お知らせします](#)

【② 催告公告文の例（ソウル特別市松坡区）】

第25号

催 告 公 告 文

下記のとおり住民登録に関する申告義務の履行が遅延していますので、2024年11月05日までに申告してください。お問い合わせは、以下の電話番号までご連絡ください。

馬川1洞住民センター 担当者：イム・ヘウォン お問い合わせ電話：02-2147-4120

名前 生年月日	住所	遅延 申告事項
キム ●ヨル 1970-08-15	ソウル特別市松坡区馬川路61ギル (馬川洞)	無断転出

※上記の期間内に申告しない場合、「住民登録法」第20条に基づき、職権措置（登録、訂正、抹消、または居住不明登録）がなされ、10万ウォン以下の罰金が賦課されます。（「住民登録法」第40条第2項）

2024年10月25日

마천1동



<IDカード（住民登録証）について>

（問3）韓国のIDカードである住民登録証は、日本のマイナンバーカードと異なり、ICチップが搭載されていないプラスチックカードであると認識しているが、その認識に誤りはないか。また、今後、ICチップが搭載されたカードの交付をするなどの計画はあるか。

現在の住民登録証はICチップのないプラスチックカードですが、2024年12月27日からICチップが搭載された「IC住民登録証」及びスマートフォンに住民登録証の機能が搭載された「モバイル住民登録証」が導入されます。

なお、ICチップが搭載された「身分証」としては、モバイルタイプの公務員証（2021年1月～）、運転免許証（2022年7月～）、国家報勲登録証（2023年6月～）がすでに導入されております。

2タイプの住民登録証は、以下の方法で発行することができます。

（住所登録地に限定されず、全国どこの住民センターでも可能）

① IC住民登録証（有料：住民登録証の再発行手数料5,000円＋ICチップ費用5,000円＝10,000円）

必要なセキュリティ事項を保存した集積回路（IC、Integrated Circuit）チップが内蔵された住民登録証。

IC住民登録証の発行を希望する住民は、住民センターを訪問し、既存の住民登録証をIC住民登録証に切り替えます（既存の住民登録証は要返却）。このIC住民登録証に本人のスマートフォンにかざすとモバイル住民登録証を発行することができます。この場合は、携帯を変えても住民センターを訪問せずとも、IC住民登録証に新しいスマートフォンをかざすことにより、再度モバイル住民登録証の交付を受けることができます。

② モバイル住民登録証（無料）

モバイル住民登録証の発行を希望する住民は、住民センターを訪問し、既存の住民登録証を提示して本人確認したうえで、モバイル身分証アプリで一回用の発行用QRコードを読み取ることによって発行を受けます。有効期間は3年で、携帯を変える場合は住民センターを訪問し再発行を受けなければなりません。（既存の住民登録証は返却しない）

住民は、以下のとおり住民登録証を選択することができます。

既存の住民登録証	IC 住民登録証	モバイル住民登録証
○	—	—
○	—	○
—	○	—
—	○	○

なお、モバイル住民登録証、又はIC住民登録証の利用を促進するために、初めて住民登録証を発行する17歳以上の方がIC住民登録証を希望する場合、無料で発行することができます。

【参考】2025年住民登録証の初発行対象者の2008年生まれは、468,773人（2024.5.時点）

<IDカード（住民登録証）の住所変更について>

（問4）転入（住所変更）があった場合、IDカードの住所変更手続はオンラインでできるのか。その具体的な方法は。

住民登録証の住所は住民登録上の住所と連動しているため、転入手続きを行えば、別途、住民登録証の住所変更手続は不要です。

（問5）問3について、券面記載事項の住所欄の書き換えはどのように行っているのか。

訪問により転入手続きを行った場合は、窓口において住民登録証に貼付する新住所を印刷したシールを受領します。オンラインで転入手続きを行った場合は、住民登録証に貼付する新住所を記載したシールを全国どこの住民センターでも受け取ることができます。

なお、券面記載事項の住所欄を書き換えたい場合は、住民登録証の再発行を受けなければなりません。

2024年12月27日から導入される2タイプの住民登録証のうち、モバイル住民登録証は券面表記事項が自動的に変更されますが、IC住民登録証は現在と同様に裏面の住所変更欄にシールを貼り付ける取り扱いとなる予定です。

（問6）IDカードの住所変更手続時に、届け出られた新住所に居住実態があるかを確認するための方法は。

「問4」のとおり、住民登録証の住所変更手続は不要であるため、居住実態の確認は「問2」のとおりです。